

羽村市告示第 147 号

羽村市難病患者福祉手当条例施行規則及び羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

を公布する。

令和 8 年 9 月 25 日

羽 村 市 長

橋 本 弘 山

羽村市規則第 29 号

羽村市難病患者福祉手当条例施行規則及び羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

羽村市難病患者福祉手当条例施行規則及び羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

(羽村市難病患者福祉手当条例施行規則の一部改正)

第1条 羽村市難病患者福祉手当条例施行規則（昭和57年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条各号中「366万1千円」を「375万8千円」に改める。

第5条第2項第1号中「又は第10号の2」を「、第10号の2又は第12号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

(羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則の一部改正)

第2条 羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則（平成12年規則第47号）の一部を次のように改正する。

第3条各号中「366万1千円」を「375万8千円」に改める。

第5条第2項第1号中「又は第10号の2」を「まで、第10号の2又は第12号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

様式第1号及び様式第7号を次のように改める。

心身障害者福祉手当認定申請書

年 月 日

羽 村 市 長 あて

申請者氏名

心身障害者福祉手当の受給資格の認定を申請します。

電話 ()

ふりがな 氏 名					生年月日	年 月 日 (歳)						
現 住 所												
障害 種別	身体障害者手帳	番号	都 道 府 市		号	等級	種 級	障害名	1 脳性マヒ 2 進行性筋萎縮症 3 その他			
	愛 の 手 帳	番号	東京 都		号	等級	度					
そ の 他	他の区市町村で同種の手当受給の有無					施 設 入 所 の 有 無						
	1 受けていた 区 市 町 村 (月分まで) 2 受けていない					1 入所している 施設名 () 2 入所していない						
振込 口座	金融機関名		支店名		種別	口座番号		口座名義(カタカナ)				
					普通 当座							
所得 計算	前年所得	雑損控除	医療費控除	小規模企業 共済掛金控除	配偶者特別 控 除	社会保険料 控 除	寡婦・ ひとり親 控除	勤労学生 控 除	特定親族 特別控除	障害者数	扶養親族 の数	控除後の所得
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	障 人 特障 人	うち老人扶養 親族等 (人)	円

裏面の注意をよく読んでから記入してください。

税情報を所管する課において、上記所得計算欄の内容を確認することに同意します。

氏名

1 添付書類

- (1) 知的障害者の方は「愛の手帳」、身体障害者の方は「身体障害者手帳」
- (2) 前年所得(1月から7月までの申請書は前々年の所得)の状況を証する書類
- (3) 上記(1)の手帳を所持していない者は「障害診断書」

2 記入上の注意

- (1) 申請書は全て障害者本人について記入してください。
- (2) 「他の区市町村で同種の手当受給の有無」とは本市に転入する前の区市町村(都内に限る)で心身障害者福祉手当をうけていたかどうかのことです。
- (3) 該当する欄は番号を○で囲んでください。

心身障害者福祉手当受給者現況届

年 月 日

羽 村 市 長 あて

申請者氏名

心身障害者福祉手当の受給資格の現況を届け出ます。

電話 ()

ふりがな 氏 名					生年月日		年 月 日 (歳)					
現 住 所												
障害 種別	身体障害者手帳		番号		都 道 府 市 号		等級		種 級		障害名	1 脳性マヒ 2 進行性筋萎縮症 3 その他
	愛 の 手 帳		番号		東 京 都 号		等級		度			
その他	施 設 入 所 の 有 無				1 入所している 施設名 () 2 入所していない							
所得 計算	前年所得	雑損控除	医療費控除	小規模企業 共済掛金控除	配偶者特別 控 除	社会保険料 控 除	寡婦・ ひとり親 控除	勤労学生 控 除	特定親族 特別控除	障害者数	扶養親族 の数	控除後の所得
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	障 害 者 数 特 障 人 人 (人)	人 うち老人扶養 親族等 (人)	円

税情報を所管する課において、上記所得計算欄の内容を確認することに同意します。

氏名

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の羽村市難病患者福祉手当条例施行規則第3条及び第5条の規定は、令和8年8月以後の月分の難病患者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の難病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則第3条及び第5条の規定は、令和8年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。